

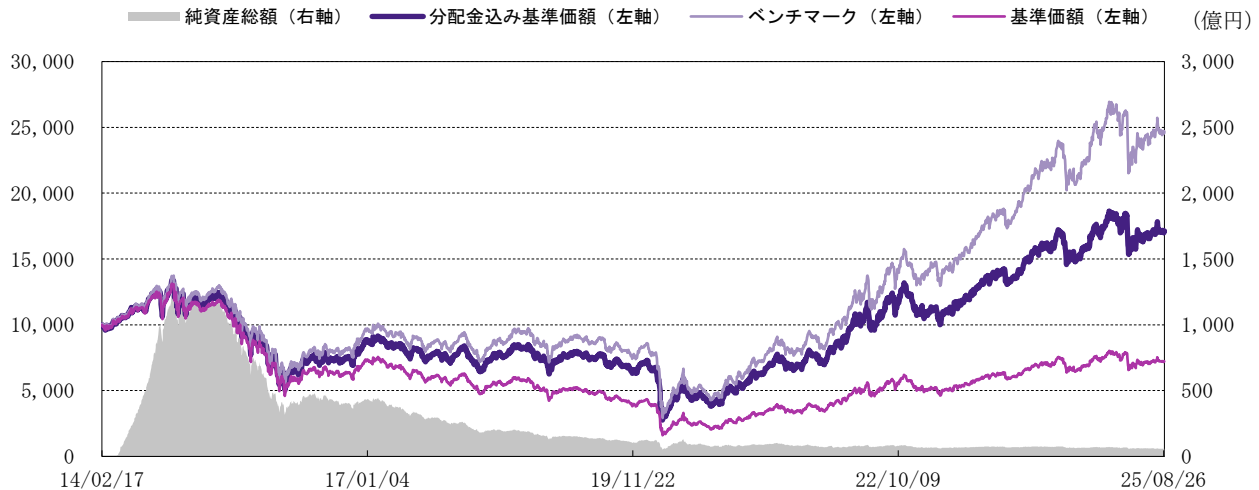
# インデックスファンドMLP(毎月分配型)

設 定 日 : 2014年2月18日      償 還 日 : 2028年11月20日      決 算 日 : 原則毎月20日  
 収 益 分 配 : 決算日毎      基 準 価 額 : 7,231円      純資産総額 : 58.41億円

※当レポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。  
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

## 運 用 実 績

### ＜基準価額の推移グラフ＞



※設定日前日を10,000として指数化しています。  
 ※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。  
 ※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。  
 ※当ファンドの投資から得られた利子収入や配当金等に対し課税されることがあります。  
 ※ベンチマークは、「S&P MLP 指数（配当込み、円換算ベース）」です。詳細につきましては「ファンドの特色」のページをご参照ください。

### ＜資産構成比率＞

|                    |       |
|--------------------|-------|
| インデックス マザーファンド MLP | 98.9% |
| マネー・アカウント・マザーファンド  | 0.1%  |

### ＜基準価額の騰落率＞

|        | 1ヵ月    | 3ヵ月   | 6ヵ月    | 1年     | 3年     | 設定来     |
|--------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 当ファンド  | -2.51% | 4.03% | -3.35% | 11.99% | 46.17% | 71.32%  |
| ベンチマーク | -2.66% | 4.69% | -3.45% | 15.38% | 77.96% | 147.06% |

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

### ＜分配金実績（税引前）＞

| 設定来合計   | 直近12期計  | 24・9・20 | 24・10・21 | 24・11・20 | 24・12・20 | 25・1・20 |
|---------|---------|---------|----------|----------|----------|---------|
| 4,740円  | 240円    | 20円     | 20円      | 20円      | 20円      | 20円     |
| 25・2・20 | 25・3・21 | 25・4・21 | 25・5・20  | 25・6・20  | 25・7・22  | 25・8・20 |
| 20円     | 20円     | 20円     | 20円      | 20円      | 20円      | 20円     |

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。  
 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



## インデックス マザーファンド MLPの内容

## &lt;資産構成比率&gt;

|            |       |
|------------|-------|
| MLP        | 10.8% |
| MLPに関連する証券 | 87.3% |

※実質のMLPの組入比率は通常100%を目標にして運用を行ないますが、追加設定や解約への売買対応などにより、実質のMLPの組入比率は100%から乖離する場合があります。

## &lt;MLP組入上位10銘柄&gt; (銘柄数 5銘柄)

|    | 銘柄                              | 比率    |
|----|---------------------------------|-------|
| 1  | ENERGY TRANSFER-LP              | 3.39% |
| 2  | ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS-LP | 2.80% |
| 3  | PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A-LP   | 2.62% |
| 4  | BLACK STONE MINERALS-LP         | 1.14% |
| 5  | ALLIANCE RESOURCE PARTNERS-LP   | 0.86% |
| 6  |                                 |       |
| 7  |                                 |       |
| 8  |                                 |       |
| 9  |                                 |       |
| 10 |                                 |       |

※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。  
※上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

## &lt;ETN ETF組入上位5銘柄&gt; (銘柄数 2銘柄)

|   | 銘柄                     | 比率     |
|---|------------------------|--------|
| 1 | ALERIAN MLP-ETF        | 80.05% |
| 2 | ETRACS ALERIAN INF-ETN | 7.28%  |
| 3 |                        |        |
| 4 |                        |        |
| 5 |                        |        |

※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。  
※上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

## &lt;ご参考情報&gt;

|             |       |
|-------------|-------|
| ポートフォリオの利回り | 7.83% |
|-------------|-------|

※「MLPおよびMLPに関連する証券」部分についての数値です。  
※上記利回りは、信託報酬などを考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものでも、将来得られる期待利回りを示すものでもありません。

## 市況概況

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

## ◎市場環境

8月のS&P MLP指数は、前月末比で下落しました。米国連邦準備制度理事会（FRB）議長が講演で利下げに前向きな姿勢を示したことや、米国の長期金利が低下したことなどがMLP価格の下支え要因となったものの、主要産油国の一部による原油増産の決定を受けた需給の悪化懸念などから原油価格が下落したことや、米国の雇用統計が低調な内容となり景気の先行き不透明感が広がったことなどから、同指数は下落しました。

当ファンドでは、MLPそのものだけでなく、ETF、ETNにも投資することで、全体としてS&P MLP指数の動きに連動することをめざします。したがって、MLPの組入構成が、S&P MLP指数の構成と異なる場合があります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



## ファンドの特色

## 1. 米国の金融商品取引所に上場されているMLP<sup>\*1</sup>やMLPに関連する証券<sup>\*2</sup>を主要投資対象とします。

<sup>\*1</sup> MLP (Master Limited Partnership) とは、主に米国で行なわれている共同投資事業形態のひとつであり、その出資持分が米国の金融商品取引所に上場されているものをいいます。

<sup>\*2</sup> MLPに関連する証券としては、ETN (「上場投資証券」または「指標連動証券」と呼ばれます) やETF (上場投資信託) などが対象となります。

■ 原則として、為替ヘッジは行ないません。

## 2. 「S&P MLP 指数 (配当込み、円換算ベース\*)」の動きに連動する投資成果をめざします。

\* 公表指数をもとに日興アセットマネジメントが円換算します。

■ S&P MLP 指数は、ニューヨーク証券取引所やNASDAQなどに上場するMLPなどのうち、GICS (世界産業分類基準) においてエネルギーセクターまたは公益事業セクターのガス産業に属する銘柄を対象とした、浮動株調整後の時価総額加重を基本とする指数です。

※連動をめざす対象指数 (ベンチマーク) については、当ファンドの商品性および運用上の効率性などを勘案して、委託会社の判断により変更する場合があります。

## 3. 原則として、毎月、収益分配を行なうことをめざします。

■ 組入れているMLPなどからの配当等を原資として、毎決算時に収益分配を行なうことをめざします。

■ 毎月20日 (休業日の場合は翌営業日) を決算日とします。

※毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。「ファンドの特色」は投資信託説明書 (交付目論見書) 作成時点の情報です。

S&P MLP 指数 (「当インデックス」) はS&P Dow Jones Indices LLC (「SPDJ」) の商品であり、これを利用するライセンスがアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC (「S&P」) の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC (「Dow Jones」) の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。インデックスファンドMLP (毎月分配型) は、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P MLP 指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

投資信託は、値動きのある資産 (外貨建資産は為替変動リスクもあります。) を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

## ■お申込みメモ

|            |                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品分類       | 追加型投信／海外／その他資産／インデックス型                                                                                                                                                                             |
| 購入単位       | 販売会社が定める単位<br>※販売会社の照会先にお問い合わせください。                                                                                                                                                                |
| 購入価額       | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                  |
| 信託期間       | 2028年11月20日まで(2014年2月18日設定)                                                                                                                                                                        |
| 決算日        | 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                 |
| 収益分配       | 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。<br>※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。                                                                                 |
| 換金価額       | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                           |
| 換金代金       | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                 |
| 課税関係       | 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。<br>※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>※当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>※配当控除の適用はありません。<br>※益金不算入制度は適用されません。 |

## ■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

＜申込時、換金時にご負担いただく費用＞

**購入時手数料** 購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内

※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

＜ご参考＞

(金額指定で購入する場合)

購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。

例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。

※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(口数指定で購入する場合)

例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率3.3%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。

購入金額＝(10,000円／1万口)×100万口＝100万円、購入時手数料＝購入金額(100万円)×3.3%(税込)＝33,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額103万3,000円をお支払いいただくこととなります。

**換金手数料**

ありません。

**信託財産留保額**

ありません。

＜信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用＞

**運用管理費用**

純資産総額に対し年率0.825%(税抜0.75%)が実質的な信託報酬となります。

**(信託報酬)**

受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の変更などにより変動します。

**その他の費用・手数料**

目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用、運用において利用する指数の標章使用料などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。

組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品賃料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。

※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■委託会社、その他関係法人

委託会社：アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

販売会社：販売会社については下記にお問い合わせください。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

〔ホームページ〕[www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

〔コールセンター〕0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)



**■お申込みに際しての留意事項****○リスク情報**

- ・ 投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主にMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）やMLPに関連する証券（上場投資信託証券やETNなどをいいます。）を実質的な投資対象としますので、MLPおよびMLPに関連する証券の価格の下落や、MLPの発行体の財務状況や業績の悪化、MLPに関連する証券の上場廃止などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

**【価格変動リスク】**

- ・ 一般にMLPは、投資対象事業から得られる利益などを収益源としており、MLPの分配金や価格は、投資対象事業の成長性や収益性の情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、ファンドが実質的に投資するMLPはエネルギーインフラ事業を主な投資対象としているため、国内および海外の経済・政治情勢、エネルギーインフラ事業を取り巻く環境、エネルギー市況の悪化ならびに金利変動などの影響を受けて価格が変動します。ファンドにおいては、MLPの価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 上場投資信託証券の価格は、連動目標とする資産価格および当該資産が関係する市況や市況の変化などの要因により変動します。上記事項に関する変動があった場合、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・ 投資するETNは、MLP市場の動きをとらえる指数に連動することをめざすものが中心となりますが、連動対象の指数と異なる値動きとなる場合があります。
- ・ 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・ 当ファンドは、特定のテーマに絞った投資を行ないますので、より幅広いテーマで分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

**【流動性リスク】**

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 一般にMLPは、普通株式に比べて市場規模が小さく取引量が少ないため、投資環境によっては機動的な売買が行なえず、流動性リスクが高まる場合があります。

**【信用リスク】**

- ・ 一般に投資したMLPの経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、MLPの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・ 上場投資信託証券について、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も上場投資信託証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ ETNの発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、ETNの価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・ 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

**【為替変動リスク】**

- ・ 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

**【デリバティブリスク】**

- ・金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

**【MLPへの投資に伴うリスク】**

- ・MLPに適用される法律や税制が変更されたり、新たな法律や税制が適用された場合、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。
- ・ファンドがMLPに投資することに伴う税金の支払いや還付により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

**【有価証券の貸付などにおけるリスク】**

- ・有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

**＜S&P MLP 指数（配当込み、円換算ベース）と基準価額の主な乖離要因＞**

当ファンドは、基準価額の変動率をS&P MLP 指数（配当込み、円換算ベース）の変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

- ・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
  - ・S&P MLP 指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をする場合があること、S&P MLP 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
  - ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとS&P MLP 指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。
  - ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。
- また、ファンドはMLPに投資することにより税金が課される一方、S&P MLP 指数の計算上は税金が考慮されていないこと。
- ・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

**＜MLPの税制に関する事項＞**

- ・一般的にMLPは、米国の連邦税法上はパートナーシップとして扱われ、MLP（パートナーシップ）段階では連邦税が課税されず、MLPに投資している各パートナー（この場合、MLPに投資しているマザーファンド）の段階において課税されます。MLPからの分配時に配当金に対して21%を上限として源泉徴収され、またMLPの売却時に売却金額に対して10%が源泉徴収されます。年に一度の税務申告において、米国連邦税、州税、支店利益税等を含めた実際の税額を確定する際に、源泉徴収された税額が実際の税額より多い場合には還付を受け、源泉徴収された税額が実際の税額より少ない場合には追加納税が必要となります。

なお、ETNは上場株式に準じた扱いになるため、ETNを経由してMLPに投資している場合には、上記のような税制は適用されません。

※これらの記載は、2025年5月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

- その他の留意事項
- ・当資料は、投資者の皆様にご理解を高めたいことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
  - ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
  - ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
  - ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認ください。

設定・運用は **アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社**  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称                                                      |          | 登録番号             | 加入協会    |                 |                 |                    |
|-------------------------------------------------------------------|----------|------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
|                                                                   |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| アイザワ証券株式会社                                                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第3283号 | ○       | ○               |                 | ○                  |
| 株式会社イオン銀行<br>（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）                             | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第633号  | ○       |                 |                 |                    |
| SMB C日興証券株式会社                                                     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第2251号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 株式会社SBI証券<br>※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第44号   | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 株式会社SBI新生銀行<br>（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）<br>（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社） | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第10号   | ○       |                 | ○               |                    |
| ソニー銀行株式会社<br>※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入                               | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第578号  | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 東海東京証券株式会社<br>※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入                              | 金融商品取引業者 | 東海財務局長（金商）第140号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 内藤証券株式会社                                                          | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長（金商）第24号   | ○       |                 |                 | ○                  |
| 株式会社名古屋銀行                                                         | 登録金融機関   | 東海財務局長（登金）第19号   | ○       |                 |                 |                    |
| PayPay銀行株式会社                                                      | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第624号  | ○       |                 | ○               |                    |
| 松井証券株式会社                                                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第164号  | ○       |                 | ○               |                    |
| マネックス証券株式会社                                                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第165号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第61号   | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 山和証券株式会社                                                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第190号  | ○       |                 |                 |                    |
| 楽天証券株式会社                                                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第195号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。



## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

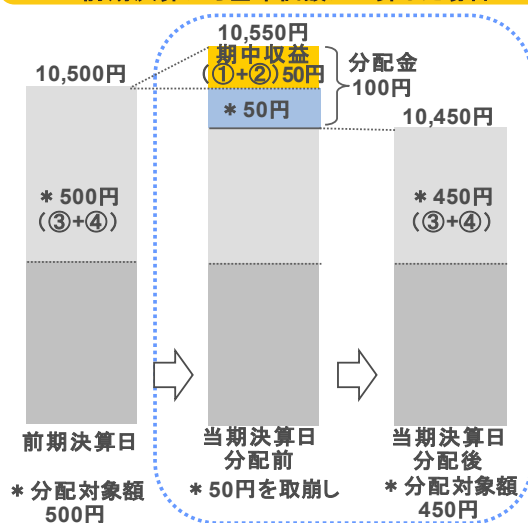
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



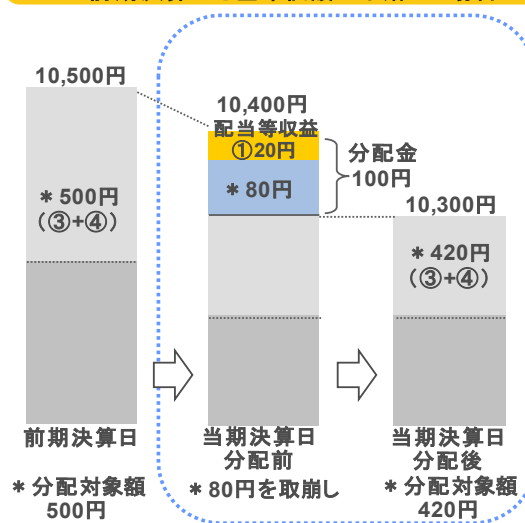
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



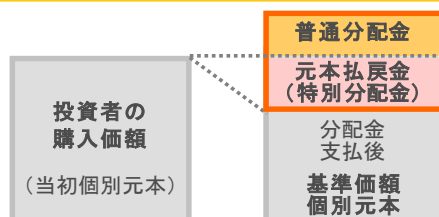
#### 前期決算から基準価額が下落した場合



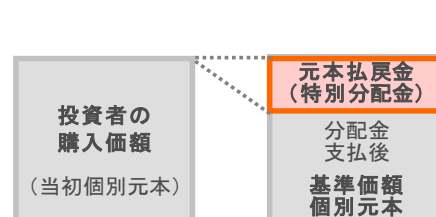
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。  
 また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

**普通分配金** : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
**元本払戻金 (特別分配金)** : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。